

指定管理者募集にかかる質問・回答票

令和7年8月29日
秋田県建設部都市計画課長

質問・回答	内 容
質問要旨	【質問1】「指定期間の5年目に協議をおこなうもの」となっているが、その期間に大幅なインフレ物価上昇、光熱費上昇、材料費高騰、外注費上昇、最低賃金上昇、不測の事態による収入減など起こった場合、単年度での協議に応じて頂くことは可能なのでしょうか？ ※小泉瀉公園と共通でお願いします 【質問2】様式2-2業務計画書の項目9の県の重要施策推進に係る項目は、共同企業体の場合それぞれの構成員会社で取り組んでいることを記入するのでしょうか？ 【質問3】北欧の杜公園のレストラン内の、設備等の更新等に係る費用は申請者負担になるのでしょうか？ 【質問4】小破修繕や備品購入の費用は、年間いくらを見込んでいるのでしょうか。
回 答	【回答1】指定期間の5年目にかかわらず、特別な事情が生じた場合には協議可能です。この内容について、基本協定の締結にあたり合意するものとします。 【回答2】共同企業体として提案する場合、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目について、各構成員それぞれの取り組み内容を個別に記入してください。 【回答3】大規模な修繕や設備の更新など、小破修繕に該当しない費用は、県が負担します。 【回答4】小破修繕や備品購入に充当できる費用は、指定管理料の限度額内で設定されています。この限度額は、前期の実績に加え、昨今の賃金上昇や物価高騰を考慮して算出しています。